

2015年10月30日

タイの適格格付機関に認定

株式会社日本格付研究所(JCR)は、今般、タイ王国の証券取引委員会(SEC)より、2012年2月20日付SEC通達第SorChor 7/2555号に基づく「外国法の下で設立された適格格付機関(An approved credit rating agency established under a foreign law)」に認定されました。この結果、日本企業や日系現地法人がタイ国内において債券発行を行う際に、JCR格付を以て、資本市場監督委員会(Capital Market Supervisory Board)による格付取得義務などを充足することが可能となりました。詳細はホームページ「お知らせ」をご参照ください。

JCRは、発行体の6割以上をカバーする日本を代表する格付機関として、様々な国の格付機関規制を遵守し「適格格付機関」に認定されることで、海外でもJCR格付を可能な限りそのまま活用できるようにする努力を続けています。具体的には、日本やタイ以外にも、米国(NRSRO)、欧州連合(格付会社規制上の証明格付機関)、香港(適格格付機関(ECAI))、インドネシア(銀行を除く企業の対外借入管理にかかるブルーデンス原則の適用にかかるBI規制にかかる適格格付機関)の当局より認定されています。JCRは引き続き、日本企業の海外でのニーズに応えるための地道な取り組みを続けていきます。詳細は「規制関連情報」(<http://www.jcr.co.jp/service/company/regu/>)をご参照ください。

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル